

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

平成 29 年6月8日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 5件

厚生年金保険関係 5件

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 1600918 号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 1700114 号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における平成17年12月26日の標準賞与額を26万4,000円に訂正することが必要である。

平成17年12月26日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成17年12月26日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和26年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年12月

A社から平成17年12月に賞与の支給を受け、その賞与から厚生年金保険料を控除されていましたにもかかわらず、厚生年金保険の記録がない。調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、請求者の取引金融機関から提出された預金取引明細表により、請求者は、A社から平成17年12月26日に賞与が支給されていることが確認できる。

また、B社の取締役及び同社の親会社であるC社の事業主は、請求期間当時、A社と同社の関連会社(D社及びE社など)は、給与や社会保険事務は同一人物により、同じ処理がなされていた旨の陳述をしているところ、これらの関連会社に勤務していた同僚から提出された請求期間の賞与に係る明細書の写し(以下「賞与明細書」という。)及び預金通帳の写しによると、請求期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、請求者についても、当該期間において当該同僚と同様に賞与から厚生年金保険料が控除されていたものと推認される。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間において、A社から賞与の支給を受け、当該賞与から事業主により厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

さらに、請求者の平成17年12月26日に係る標準賞与額については、上記の預金取引明細

表及び賞与明細書における賞与振込額により推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、26万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 1600942 号
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第 1700116 号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成17年8月4日は37万1,000円、平成18年8月11日は38万円に訂正することが必要である。

平成17年8月4日及び平成18年8月11日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年8月4日及び平成18年8月11日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和32年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請求期間 : ① 平成17年8月
② 平成17年12月
③ 平成18年8月

A社に勤務していた期間のうち、請求期間に支給された賞与の年金記録がない。請求期間に係る賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、記録を訂正して年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①及び③について、事業主の回答、事業主が日本年金機構に回答した同僚対象者リスト（以下「同僚対象者リスト」という。）及び複数の同僚から提出された給料支払明細書により、請求者は、請求期間①及び③に賞与の支給を受け、事業主により賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①及び③に係る標準賞与額については、事業主の回答、同僚対象者リスト及び複数の同僚から提出された給料支払明細書により確認又は推認できる厚生年金保険

料控除額及び賞与支給額から、請求期間①は37万1,000円、請求期間③は38万円とすることが必要である。

また、賞与支給日については、事業主の回答から、請求期間①は平成17年8月4日、請求期間③は平成18年8月11日とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間①及び③に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は請求者の請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対して提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間②について、請求者は当該期間に係る給料支払明細書を保管していない上、事業主は、当該期間における賞与支給額及び厚生年金保険料控除額が確認できる資料がないと回答している。

また、同僚対象者リストに記載がある同僚で請求期間②に係る給料支払明細書の提出があつた4人のうち、3人は、同リストにおける賞与支給額と給料支払明細書における賞与支給額が相違していることから、請求期間②については同リストから請求者の賞与支給額を特定することはできない。

さらに、事業主及び請求者は、請求期間における賞与は現金支給であったと回答しているほか、請求期間当時に請求者が居住していたB市の担当者は、年間の所得金額や社会保険料が確認できる資料は保存期間が最長10年であるため保管していないと陳述していることから、金融機関の取引履歴や同市の課税資料等から請求者の請求期間②に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

このほか、請求者の請求期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 1600950 号

厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第 1700117 号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成17年8月4日は40万円、同年12月10日は36万2,000円、平成18年8月11日は40万円に訂正することが必要である。

平成17年8月4日、同年12月10日及び平成18年8月11日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年8月4日、同年12月10日及び平成18年8月11日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和24年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請 求 期 間 : ① 平成17年8月
② 平成17年12月
③ 平成18年8月

A社に勤務していた期間のうち、請求期間に支給された賞与の年金記録がない。請求期間に係る賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、年金記録を訂正して年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①及び③については、事業主の回答、事業主が日本年金機構に回答した同僚対象者リスト（以下「同僚対象者リスト」という。）及び複数の同僚から提出された給料支払明細書により、請求期間②については、請求者から提出された給料支払明細書により、請求者は、請求期間に賞与の支給を受け、事業主により賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、事業主の回答、同僚対象者リスト、請求者及び複数の同僚から提出された給料支払明細書により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額及び賞与支給額から、請求期間①は40万円、請求期間②は36万2,000円、請求期間③は40万円とすることが必要である。

また、賞与支給日については、事業主の回答から、請求期間①は平成17年8月4日、請求期間②は同年12月10日、請求期間③は平成18年8月11日とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間①から③までに係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は請求者の請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対して提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 1600961 号

厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 1700115 号

第1 結論

請求者のA社B支店(現在は、C社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和45年10月1日から同年11月2日に訂正し、同年10月の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

昭和45年10月1日から同年11月2日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和45年10月1日から同年11月2日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和21年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和45年10月1日から同年11月2日

私は、昭和40年にA社B支店に入社し、当該事業所のグループ会社であるD社(現在は、E社)に異動した。継続して勤務していたにもかかわらず、請求期間が空白になっているのはおかしい。給与から厚生年金保険料が控除されていたので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

C社及び複数の同僚の回答により、請求者は、A社B支店から当該事業所のグループ会社であるD社に異動したところ、請求期間については、A社B支店に在籍していたものと認められる。

また、請求者のD社における厚生年金保険の被保険者資格取得日は、同社が厚生年金保険の任意適用事業所となった昭和45年11月2日とされているところ、C社の事業主は、請求期間についてはA社B支店が給与を支給し、当該給与から厚生年金保険料を控除しており、本来であれば、同社における被保険者資格喪失日を昭和45年11月2日と届け出るべきところを誤って同年10月1日と届け出たと思う旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間においてA社B支店に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る標準報酬月額については、A社B支店の健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されている昭和45年10月1日の定時決定の記録から、3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が保管していたとする請求者に係る厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失年月日が昭和45年10月1日となっていることから、事業主から同日を資格喪失年月日として厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所（当時）は、請求者に係る昭和45年10月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第1700013号
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第1700118号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を、平成20年8月8日は26万4,000円、同年12月22日は27万4,000円、平成21年8月10日は26万6,000円、同年12月22日は26万円、平成22年8月10日は27万5,000円、同年12月22日は27万5,000円に訂正することが必要である。

平成20年8月8日、同年12月22日、平成21年8月10日、同年12月22日、平成22年8月10日及び同年12月22日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成20年8月8日、同年12月22日、平成21年8月10日、同年12月22日、平成22年8月10日及び同年12月22日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和51年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請求期間 : ① 平成20年8月
② 平成20年12月
③ 平成21年8月
④ 平成21年12月
⑤ 平成22年8月
⑥ 平成22年12月

A社に勤務している期間のうち、各請求期間に支給された賞与の年金記録がない。各請求期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、年金記録を訂正して将来の年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者の請求期間に係る所得税源泉徴収簿兼賃金台帳の写し（以下「賃金台帳」という。）により、請求者は、請求期間に賞与の支払を受け、事業主により賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、請求期間①及び④については、賃金台帳により、当該賞与額に見合う標準賞与額より

低い標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

さらに、請求期間②及び③については、賃金台帳により、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

加えて、請求期間⑤及び⑥については、賃金台帳により、当該賞与額に見合う標準賞与額より高い標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与支払額から、請求期間①は26万4,000円、請求期間②は27万4,000円、請求期間③は26万6,000円、請求期間④は26万円、請求期間⑤は27万5,000円、請求期間⑥は27万5,000円とすることが必要である。

また、賞与支給日については、事業主の回答から、請求期間①は平成20年8月8日、請求期間②は同年12月22日、請求期間③は平成21年8月10日、請求期間④は同年12月22日、請求期間⑤は平成22年8月10日、請求期間⑥は同年12月22日とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間①から⑥までに係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成22年1月以降は年金事務所）に対して提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。